

第12章 必要な対応

12.1 国による政策的対応

これまでの検討を踏まえ、今後のブロードバンド整備に向けて、国として以下の事項に取り組むべきであると考えられる。

12.1.1 官民を挙げた推進：体制の整備、国としての整備目標の設定

- ① ブロードバンドの整備を含む ICT 分野は、わが国の社会経済を先導する牽引力となるものであり、この分野において世界のフロントランナーとしての地位を確立することにより、わが国の国際競争力強化にも大きく貢献しうるものである。
- ② 政府は、e-Japan 戦略及び e-Japan 戦略Ⅱでの成果を踏まえ、2006 年以降も世界最高水準を維持するための推進施策を検討すべきである。
- ③ その際には、総務省の策定・公表した u-Japan 政策の目標、施策、工程表等につき十分留意するとともに、特にブロードバンドの整備に関しては、7. 2. 4 において論じた新たな整備目標についても十分念頭におき、これを反映するよう努めることが望ましい。

12.1.2 公正な競争条件の整備

これまで、総務省では、DSL や光ファイバに関するコロケーションルールやアンバンドルルール等、ブロードバンドに係る競争政策や、その後のブロードバンド化やネットワークの IP 化の進展を踏まえ、電気通信事業法上の一種・二種規制の廃止等、適時適切な競争政策を実施してきた。今後とも、ブロードバンド市場の競争状況評価や技術開発の進展、ビジネスモデルの変化やニーズの多様化等の諸条件を踏まえた適切な競争政策を実施することにより、公正な競争条件の整備に努めていくべきである。

12.1.3 デジタル・ディバイドの解消に向けた総合的な政策対応

第8章において論じたように、ディバイド地域においては、需要規模の不足、高い整備コスト、各般の設備の不足等多くの課題が山積している。その一方で、ディバイドを放置した場合に、ブロードバンドが利用できる者とできない者との間に生ずる社会経済的格差は、時間の経過とともに拡大する傾向にあることから、その迅速な解決に対する社会的要請も大きい。

こうした点を踏まえ、国として次のような政策的対応を図るべきである。なお、以下の対応について、「DDZ マスタープラン」(Digital Divide Zero マスタープラン：デジタル・ディバイド解消総合政策パッケージ)として総合的に推進すべきである。

① 事業者に対する投資インセンティブの抜本的強化

従来、ブロードバンドの整備に対しては、電気通信基盤充実臨時措置法に基づく超低利融資や税制優遇措置等による投資インセンティブを事業者に対して付与することによりこれを促進してきたが、ディバイド地域における迅速な整備を促すためには、市場環境やディバイド地域での整備におけるニーズを踏まえ、事業者に対する投資インセンティブを抜本的に強化する必要がある。

② 地方公共団体に対する支援措置の充実

地方公共団体との関係では、三位一体改革や地方分権の推進、ブロードバンドに対する地域の利活用ニーズが多様化する中で、地域における創意工夫と自主的取組み、地方公共団体と事業者の連携による対応を促進する新たな財政的支援を検討すべきである。

また、地方公共団体や地域の様々な主体がブロードバンドの整備の必要性や推進方策について十分認識し、適切に取り組むことができるよう、ブロードバンドの整備状況やデジタル・ディバイドの実態やその問題点、技術的なノウハウ、地域における導入成功事例等の情報を、総合通信局等を通じて提供すること等に努めるべきである。

③ 有線・無線の連携による柔軟なネットワーク構築の促進

ディバイド地域において、光ファイバ等有線によるネットワーク整備が高コストとなる場合には、エンドユーザの居住する集落までのエントランス回線は光ファイバにより整備し、ラストワンマイルを FWA や無線 LAN 等により整備する等、有線と無線を効果的に連携させた整備が効率的である場合がある。このような柔軟なブロードバンド・ネットワークの構築やこれに要する技術の研究開発を促すべきである。

④ 地方公共団体の設置する光ファイバ網の有効活用の促進等

ディバイド地域においては、RT 局より上位収容局へつながる中継系光ファイバが欠如していたり、芯線や容量が不足していることがボトルネックとなり、利用者までのラストワンマイル整備が進んでいない場合がある。

このような場合、地方公共団体が自己設置する光ファイバ網を民間開放することにより整備が促進される場合があるため、民間への解放を前提とした地域公共ネットワークの整備の積極的推進や、総務省が定める「地方公共団体が整備・保有する光ファイバ網の電気通信事業者への開放に関する標準手続（第2版）」¹¹¹の都道府県及び市町村に対する周知徹底を図るとともに、地方公共団体と事業者間の円滑な情報交換や協議を促すべきである。また、事業者が設置する光ファイバについては、その積極的投資を促すとともに、接続条件や有効活用のあり方について所要の協議

¹¹¹ 改正電気通信事業法の施行（平成 16 年 4 月）に伴い、本標準手続についても関連の規定を整備したもの。

を促し、必要な場合には、事業者間での活用について検討の場を設ける等、適切な対応を図るべきである。

⑤ ディバイド地域における需要喚起

需要規模の小さいディバイド地域において、ブロードバンドが整備され安定的に維持運用されるためには、需要の喚起が必要不可欠であることから、これを促進する措置を講ずるべきである。例えば、地方公共団体や事業者、地域住民の連携による普及啓発、地域のニーズにあったアプリケーション開発、コンテンツの開発や想定しうるビジネスモデルの提示等の需要喚起活動に対する支援等が考えられる。

12.1.4 超高速インタラクティブ・ブロードバンド(UIBB)整備のための総合的な政策対応

第9章において論じたように、今後、ブロードバンドの本格的な利活用時代を迎え、ブロードバンドを通じたテレビ会議等の帯域保証型のリアルタイム双方向通信や、P2P等による超大容量データの発信が一般化すること、超高速ブロードバンドのグローバル競争の展開を考慮すれば、ダウンロード中心で情報発信に対する十分な対応ができていない現状のわが国のブロードバンドをより高度化し、多様な技術により上り回線の超高速化を図る必要がある。

このような点を踏まえ、以下の政策的対応が求められる。

① 事業者に対する投資インセンティブの付与等

UIBBはGE-PON等によるギガビット級のFTTHのみならず、同軸ケーブルの超高速化技術や超高速VDSL等多様な技術により実現され、今後の整備・普及が期待される。

最終的には光ファイバを中心に、これらの技術を活用したUIBBレベルの高機能なブロードバンドの全国整備が求められることから、光ファイバ等の整備に係る事業者の投資へのインセンティブの付与、新たな技術の研究開発の促進を図り、世界のフロントランナーに相応しいインフラの整備を加速化することが必要である。

② UIBBに対する需要喚起

UIBBについても、提供エリアの拡大と加入促進・需要喚起はいわば車の両輪である。

今後とも、インフラ整備とともに、例えば高齢者見守りシステムや街角監視システムのような安心・安全な社会の構築に資するアプリケーションや、個人制作映画やハイスペックのブログ等、図表9.4に例示されるようなUIBBならではのアプリケーション、コンテンツの開発と流通の促進により、インフラ整備と需要喚起が相互に刺激される好循環の創造に努める必要がある。

12.1.5 安全、安心なインフラの整備のための政策対応

第10章において論じたように、わが国のインフラを世界のフロントランナーに相応しいブロードバンド・インフラとするためには、災害や障害の発生、情報セキュリティ上の脅威に対しても、安定的にサービスが提供され、また、品質や接続性が確保されることにより、ユーザが安全・安心に利用できるインフラであることが求められる。

このためには、災害や障害等の発生時に使用するネットワークや機器等の非常用の設備、多様なサービスについて品質や接続性を確保できるために必要となる設備等について、その投資に対するインセンティブを付与することにより整備促進を図るとともに、所要の技術開発を推進することが重要である。

また、災害やサイバー攻撃等により受けた被害の事例等をその後に活かすことが重要であり、災害の教訓を踏まえて講ずべき対策を提示すること等により、事業者における各種対策の向上を促すことも必要である。

12.1.6 その他の重要課題への対応

① 技術開発の推進

技術先導性の高いブロードバンドにおいては、新たな技術の開発と実用化により、多様な選択肢の実現やより効率的なネットワーク構築が可能となる場面が多い。このため、国としてもブロードバンド関連技術の研究開発を引き続き推進すべきである。

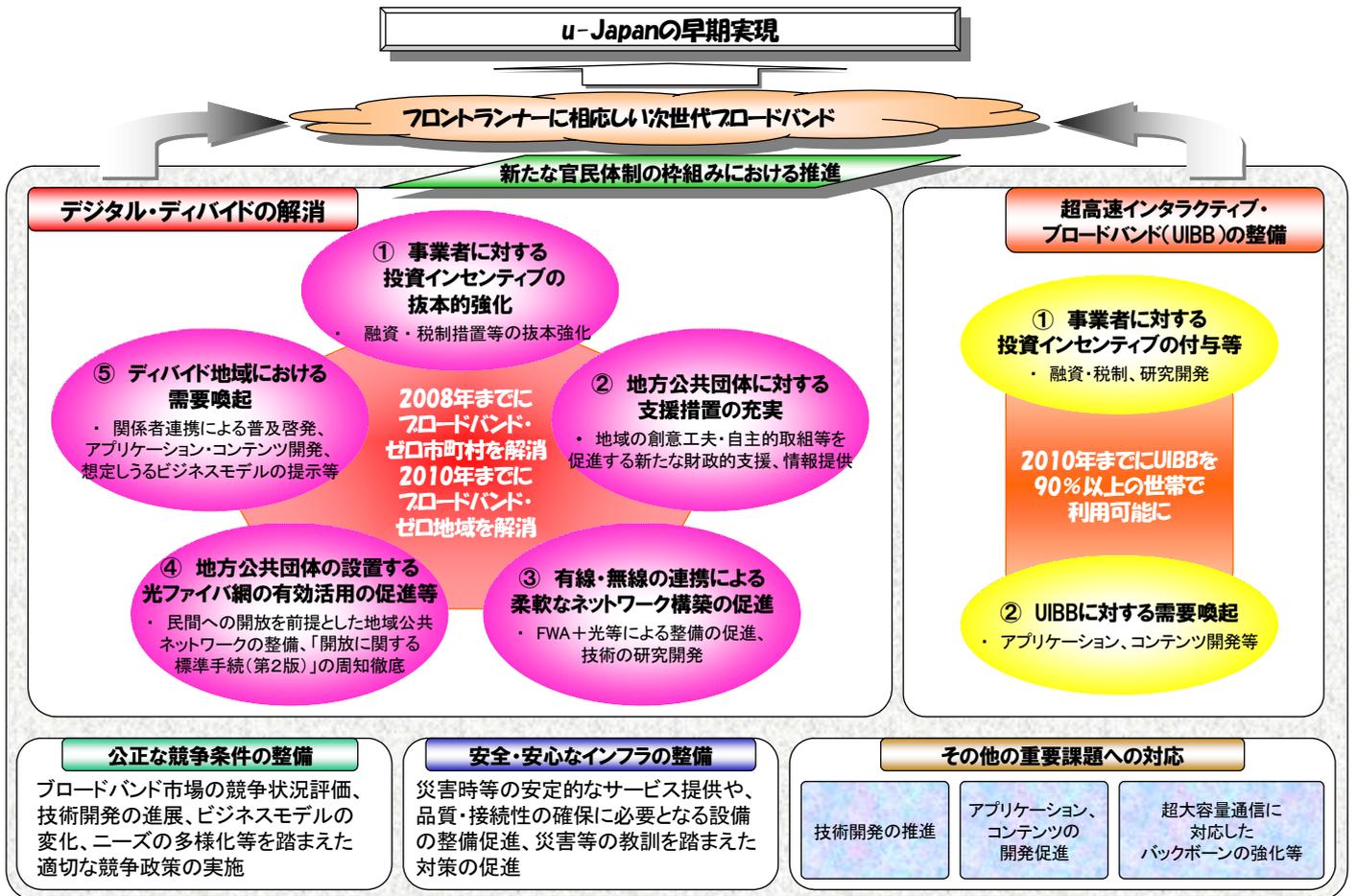
② アプリケーション、コンテンツの開発促進

インフラの整備と利活用の促進は、ブロードバンドの整備・普及における車の両輪であるが、ディバイド地域におけるアプリケーションやローカル・コンテンツ、超高速ブロードバンドの利活用方策等については、試行錯誤により開発が進められている状況にある。今後とも、国、地方公共団体、事業者、地域住民が連携して、これらの開発に取り組むべきである。

③ 超大容量通信に対応したネットワークの構築

今後、ブロードバンドの本格的な利活用が進み、電子政府、遠隔医療、遠隔教育等の高度利用が進展し、超大容量データの発信が一般化するに伴い、インターネットの通信量は爆発的に増加すると考えられる。こうしたインターネット通信量の急増に備えたバックボーンの強化に引き続き取り組んでいく必要がある。

図表12.1 次世代ブロードバンドの整備へ向けて必要な対応 – 国による政策的対応



12.2 地方公共団体による政策的対応

特にデジタル・ディバイドの解消において、地域の持つ資源や住民のニーズ等に通じ、地域の実情に応じた整備を推進する観点から、地方公共団体に期待される役割が重要となっている。地方公共団体としては、以下の事項に取り組むべきであると考えられる。

① ブロードバンド整備に向けての積極的対応

中間報告においても指摘したように、地方公共団体（特に都道府県）の役割として、地方公共団体はブロードバンドの整備を地域の最重要課題のひとつとしてとらえ、現状把握、ビジョンの策定、需要の喚起、事業者に対するインセンティブの付与、光ファイバ網等の整備及び事業者への開放等の必要な対応に積極的に取り組むべきである（詳細については、中間報告における「地域ブロードバンド基盤整備加速化指針」参照）。

② 地方公共団体が自己設置する光ファイバ網及び公的空間の積極的開放

上記①に示された主要課題の中でも、地方公共団体が自己設置している光ファイバ網の開放は、事業用ネットワークを補完し、柔軟で効率的なブロードバンド基盤整備を促進する観点から望ましく、事業者から具体的な貸与の申込みがあったときには、所要の条件整備を行い、可能な限りこれを提供すべきと考えられる。

これを推進するため、

ア 具体的にどの部分の光ファイバのどの程度の芯線数を開放可能であるか等の実態を把握し、予め内容を開示・公表するか、事業者から照会があった場合には直ちに情報提供できるように、情報の整備を行うべきである。

イ 事業者のネットワークとの適切な接続ポイントとして、公的空間の開放（公共施設の空きスペースの一部利用）等の申込みがあった場合には、行政財産の目的外使用として、これを積極的に認めるべきである。そのためにも、開放の期間や範囲、障害時の対応のあり方等を含む公的空間の開放に係る条件等に関し、地方公共団体としての事務処理要領を定めることが望ましい。

ウ なお、これらを円滑に行うためには、平素からの事業者との情報交換が行われていることが重要である。

③ 地域住民等と一体となった需要喚起

特にディバイド地域でのブロードバンド整備においては、導入前はもとより、導入後も含め、需要喚起や利活用面での地方公共団体の熱意や関与の程度により、大きく結果に差が現れる傾向にある。このため、自ら需要喚起につながる諸活動を積極的に展開するとともに、これらの活動を担う地域住民や地域の事業者の育成支援に努めるべきである。

④ 都道府県と市町村、国、事業者の連携の推進

都道府県は、市町村におけるブロードバンド整備をノウハウ、情報、人材育成の面で側面支援するとともに、国（総合通信局）や事業者とも平素から連携を強め、情報交換や協議の場づくりに努めるべきである。

12.3 事業者による対応

① ディバイド地域への積極的投資と採算地域における加入促進のバランスある実施

第8章でも論じたように、事業者にとってサービス提供地域の拡大は、ユーザ数の拡大とネットワーク機能の高揚にもつながることから、採算地域における加入促進のための追加的投資と同様に、知恵と工夫を活かしてディバイド地域への展開と投資を積極的に推進すべきである。

② サービス展開の低コスト化への取組み

ディバイド地域では、需要規模が小さい一方、線路敷設等に相対的に高いコストを要することが、整備の一般的な阻害要因となっている。このため、ベンチャー系事業者によるディバイド地域での整備の促進にも資するよう、低コスト設備によるサービス提供を可能とする、収容回線数の小さい設備の開発・標準化と市場投入、事業者連携によるスケールメリットの確保のあり方等について、事業者間での協議を進めるべきである。

③ 地域の必要とする情報の提供と需要喚起活動に対する積極的参加

ブロードバンドの整備において、事業者の持つ整備計画やコスト情報等、地域が求める情報については、可能な限り積極的に提供するとともに、需要喚起活動に対しても積極的に参加し、ブロードバンドの効用や利用方法についての地域住民の啓発活動に貢献すべきである。

12.4 ブロードバンドの利活用の多様化への適切な対応

ブロードバンドを高速・超高速インターネット・アクセス以外に、映像や音声といったいわゆるトリプルプレーのような統合型サービスに利用したいとの期待が高まっており、特に多くが放送難視聴地域でもあると考えられるディバイド地域においては、これを放送の再送信の受信にも活用したいとの要望が強まってきている。こうしたことを踏まえ、関係者において適切な対応を図ることが必要であろう。

図表12.2 次世代ブロードバンドの整備へ向けて必要な対応 — 国・地方公共団体・事業者の連携による対応

